

EBPM推進委員会幹事会の開催について

令和3年10月27日  
EBPM推進委員会会長決定

1. 関係府省の緊密な連携の下、EBPMの推進について具体的かつ計画的に検討するため、EBPM推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議題に応じて、一部の構成員及び関係者による会合を開催することができる。
3. 幹事会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びにデジタル庁、総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計制度担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

以上

## E B P M推進委員会幹事会構成員

座長 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）  
構成員 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）  
内閣官房内閣参事官（行政改革推進本部事務局参事官）  
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）  
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（総務担当）  
総務省行政評価局政策評価課長  
総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官  
人事院事務総局政策立案参事官  
内閣府大臣官房企画調整課合理的根拠政策立案推進室長  
宮内庁長官官房秘書課長  
公正取引委員会事務総局官房参事官  
警察庁長官官房参事官  
個人情報保護委員会事務局政策立案参事官  
カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長  
金融庁総合政策局総合政策課長  
消費者庁総務課長  
復興庁参事官  
総務省大臣官房政策評価広報課長  
法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長  
外務省大臣官房考査・政策評価室長  
財務省大臣官房文書課政策分析調整室長  
文部科学省大臣官房政策課長  
厚生労働省政策統括官付参事官（調査分析・評価担当）  
農林水産省大臣官房広報評価課長  
経済産業省大臣官房業務改革課長  
国土交通省総合政策局情報政策課長  
環境省大臣官房総合政策課長  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房政策立案参事官  
防衛省大臣官房企画評価課長